

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」という）の手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されています。

マネー・ローンダリング等防止対策の適切性及び十分性の確保は、業務の健全性及び適切性の観点からも極めて重要な責務であります。

当金庫グループは、マネー・ローンダリング等防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針としています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理について

1. 組織

- (1) 事務部の担当役員をマネー・ローンダリング等担当役員とし、以下の権限、役割および責任を負っています。
 - ① マネー・ローンダリング等対策の必要な情報を（組織横断的に実行しているマネー・ローンダリング等対策の内容、自らの現状と課題、直面するリスク内容を含む。）取得する権限を有します。
 - ② 関係部店および子会社にマネー・ローンダリング等防止に係る指示・連絡を必要に応じて行い、マネー・ローンダリング等防止対策の総括を行います。
 - ③ マネー・ローンダリング等の防止に関する事項について、定期的にマネロン・テロ資金供与対策部会にて協議し、常勤役員会に報告を行うとともに、経営に重大な影響を与える取引が判明した場合は、速やかに理事会に報告を行います。
 - ④ マネー・ローンダリング等防止対策の態勢整備を行います。
- (2) マネー・ローンダリング等の防止に係る統括部署を事務部、責任者を事務部長とし、管理部門を事務部、総務部、人事部、経営企画部、リスク統括部、システム部、融資部、ソリューション営業部、市場金融部、金融商品サービス部、各営業本部、責任者を各部長、本部長とし、以下の役割を負います。
 - ① マネー・ローンダリング等対策の行動計画を策定し進捗管理を行います。
 - ② マネー・ローンダリング等防止全般について、企画・統括します。
 - ③ 関係部署と連携し、マネー・ローンダリング等防止対策の適切性を確保します。

2. マネー・ローンダリング等責任者

営業店の所属長をマネー・ローンダリング等責任者とし、マネー・ローンダリング等防止対策のための態勢整備を図ります。

3. マネー・ローンダリング等担当者

営業店の次席者をマネー・ローンダリング等担当者とし、疑わしい取引に係る報告のほか、以下の営業店におけるマネー・ローンダリング等対策を行います。

- ① マネー・ローンダリング等防止対策に関してマネー・ローンダリング等責任者との連携および営業店等におけるマネー・ローンダリング等防止対策を実践します。
- ② マネー・ローンダリング等防止対策の情報収集、統括部署との情報連絡、職員からの相談・疑問への対応を行います。
- ③ 営業店にて必要に応じて店内勉強会を開催し、マネー・ローンダリング等防止関連法規、対策全般について研修・周知を行います。

4. 三つの防衛線

- (1) 第1の防衛線（第1線）とは、営業店および子会社を指しており、日々の業務において顧客と接する中で、マネー・ローンダリング等リスクに最初に直面し、これを防止するという重要な役割を担います。

- (2) 第2の防衛線（第2線）とは、統括部署および管理部門を指しており、第1線の自律的なリスク管理に対して、独立した立場から牽制を行うと同時に、第1線を支援する役割を担います。
- (3) 第3の防衛線（第3線）とは、内部監査部門（監査部）を指しており、第1線と第2線が適切に機能しているかなど、独立した立場から定期的に検証し、必要に応じて方針・手続き・計画等の見直しやマネー・ロンダリング等対策の高度化の必要性等を提言・指摘します。

5. 継続的顧客管理

当金庫は、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った提言措置（リスクベース・アプローチ）に基づき、顧客情報を常に最新のものとするために、定期または不定期に情報更新を図ることで、継続的な顧客管理を実践します。

6. 疑わしい取引の届出

「疑わしい取引の届出」とは、犯罪収益移転防止法上の金融機関等の義務であり、犯罪収益の疑いがある金銭の預金口座への入金等の「疑わしい取引」を検知した場合は、速やかに当局に届け出ます。

7. 研修

統括部署および管理部門は、効果的なマネー・ロンダリング等の防止に全店で取り組むため、全役職員がマネー・ロンダリング等の防止の重要性を十分理解し、関係法令を遵守し、必要なリスクコントロール等が確実に実行出来るよう、適切な教育・研修を継続的に行います。

以 上

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、日常業務に内在する、信用リスクを認識、測定、モニタリング、コントロールすることを通じ、健全性の確保、信用コストの削減、適正な収益の確保、自己資本の充実を図り、信用リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでおります。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。具体的には、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」が含まれます。

当金庫は、事業計画等の戦略目標、経営規模、経営体力（自己資本等）、特性を十分認識した上でのリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保に向け、市場リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでおります。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや短期せめ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫は、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢構築に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には、「事務リスク」「システムリスク」「その他オペレーショナルリスク」が含まれます。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程等の整備、指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）に基づき、経営方針、経営計画に従い、管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を行っております。

その他オペレーショナル・リスクとして、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」があります。

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失を被るリスクをいいます。

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により損失を被るリスクをいいます。

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、金庫業務の過程および各種システムの不適切または外的要因により被る損失が、金庫業務の健全性に影響を与えることを認識し、統合的なリスク管理を行っております。

金融ADR制度への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9：00～17：00）に最寄りの営業店またはソリューション営業部（電話：0120-114-156）にお申し出ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記ソリューション営業部にお申し出があれば、福岡県弁護士会の北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）にお取次ぎいたします。また、お客様から各センターへ直接お申し出いただくことも可能です。

なお、お客様から全国しんぎん相談所（9：00～17：

00、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）へお取次ぎいたします。また、お客様から上記の各弁護士会センターに直接お申し出いただくことも可能です。

なお前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会についてはあらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんぎん相談所または当金庫ソリューション営業部」にお尋ねください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けています。

【苦情・相談窓口】 営業店または下記の本部受付部署へお申し出ください。

福岡ひびき信用金庫 ソリューション営業部および金融商品サービス部（証券業務に関するもの）

住 所：北九州市八幡東区尾倉2-8-1

T E L：0120-114-156（証券業務：093-661-2341）

受付時間：9：00～17：00（当金庫営業日）

受付媒体：電話、面談、手紙

主要な事業の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次行為に限る）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人中小企業基盤整備機構
地方住宅供給公社
西日本建設業保証株式会社
日本酒造組合中央会
独立行政法人環境再生保全機構
一般社団法人しんぎん保証基金
一般財団法人建設業振興基金
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般社団法人全国石油協会
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
 - ①金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(14)において同じ）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く）
 - (14) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る）の媒介、取次ぎ又は代理
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)に掲げる業務に該当するものを除く）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に規定する信託業務
 - (3) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (4) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託又は独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (5) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込み受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く）
 - (7) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (8) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

● 創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

● 上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

34兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,263人



拠点数

国内14拠点
海外6拠点



2024年3月末時点

事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2024年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック		短期
		安定	不安定	
Moody's	A1	安定	不安定	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定	不安定	A-1
格付投資情報センター	A+	安定	不安定	—
日本格付研究所	AA	安定	不安定	—

中期経営計画

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

2030年までに 目指す姿

信金中金は、信用金庫とともに、各々が強みとする分野への経営資源の適正配分を実現することで、1つの金融グループとして、より一体的な業務運営態勢を構築し、業界の競争力を高め、信用金庫が地域において最も信頼される金融機関となることを目指す。

企業価値の向上と社会課題の解決の両立 = サステナブル経営の実現



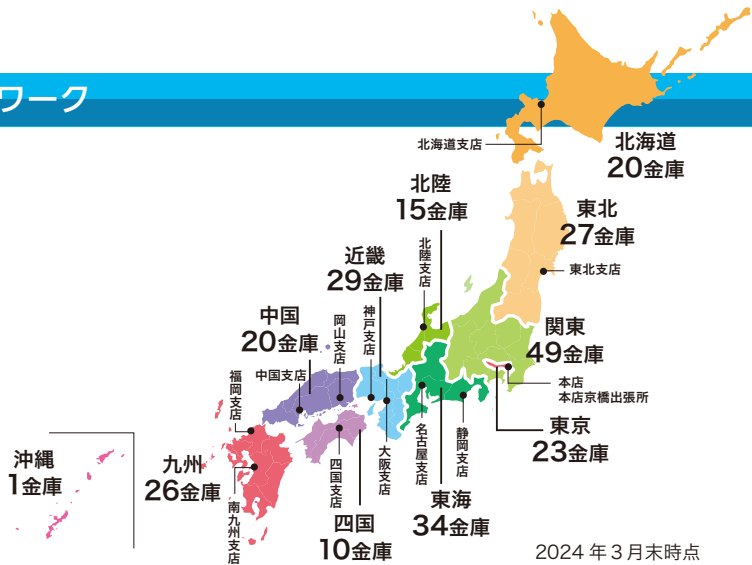
中期経営計画『SCB戦略2022』 ~ Road to 2030 地域の未来を信用金庫とともに ~



信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約878万人の会員と、161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



グループ紹介

証券業務

しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)

地域商社業務

しんきん地域創生ネットワーク(株)

海外ビジネス支援業務

信金シンガポール(株)

消費者信用保証業務

信金ギャランティ(株)

投資運用業務

しんきんアセットマネジメント投信(株)

投資・M&A仲介業務

信金キャピタル(株)

データ処理の受託業務等

(株)しんきん情報システムセンター

事務処理の受託業務等

信金中金ビジネス(株)

開示項目一覧・当金庫のディスクロージャー誌（資料編）の閲覧に係るご案内

信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧

単体ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第132条における規定）

I 金庫の概況及び組織に関する事項	
1. 事業の組織	6
2. 理事・監事の氏名及び役職名	6
3. 事業所の名称及び所在地	23
4. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	23
II 金庫の主要な事業の内容	30
III 金庫の事業の運営に関する事項	
1. リスク管理の体制	27～28
2. 法令等遵守の体制	29
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10～15
4. 金融ADR制度への対応	30

ディスクロージャー（資料編）の閲覧に係るご案内

詳細な計数資料等については、「資料編」として当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客さまは、下記のウェブサイトからご覧下さい。

なお、インターネットでの閲覧が困難なお客さまは別途ご案内いたしますので、当金庫職員までお申出ください。

〈当金庫のウェブサイト（ディスクロージャーの掲載ページ）〉

<https://www.fukuokahibiki.co.jp/about/disclosure2024.php>

※なお、スマートフォン等からは、こちらでもアクセスすることができます。

